

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2017年(平成29年) December 12月号

平成29年度年末年始無災害運動について



フラワーパークかごしま（指宿市）

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
平成29年度年末年始無災害運動について.....	2
「平成29年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内.....	3
鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました.....	4
年末年始建設業一斉監督の実施について.....	5
災害に学ぶ	
～食品加工用機械に右手を巻き込まれて切断！～	6～7
腰痛予防対策講習会を開催しました.....	7
治療と仕事の両立支援の取組等の実施について(要請).....	8～9
職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について.....	10
職業安定法改正について ～求人情報の適正化を図る～	11

平成29年 業種別死傷災害発生状況（10月末速報値）.....	11
はじめます、「無期転換ルール」のご案内.....	12
年末年始における年次有給休暇の取得促進について.....	12
「プラチナくるみん認定企業」	
認定通知書交付式を実施しました！.....	13
平成29年度鹿児島労働災害防止研修会の開催について.....	13
業務改善助成金のご案内.....	14
平成29年度第76回全国産業安全衛生大会に参加して.....	14
クローバーたより～認知症予防は40代から!!.....	15
平成30年1月の講習開催のご案内.....	16

さくらじま

先日、数十年ぶりに仙巖園を訪れ、反射炉など当時の技術や苔むした石造りの水路の美しさなど、改めてその素晴らしさを実感することができた。

御殿がある庭の真正面には、錦江湾とその向こうの桜島、そして後を振り返ると、裏山の巨大な岩に「千尋巖」という白い文字が見える。4,000人近くの人夫を使って、高くそびえ立つ山に文字を刻んだとのこと。中国の影響を受けた庭造りとしても、なんのために、そんなにたくさんの人を使ったのだろう？近くにいたグループのガイドさんにその理由を尋ねると、少し返事に困った後、「そういえば、雇用を確保するという意味もあったのではないか、と大学の先生からきいたことがあります。」と教えてくれた。

その当時から「雇用の確保」という観点の施策があったのかと感心する一方、あんなに高い場所の作業で「安全の確保」は大丈夫だったのだろうかと不安もよぎる。

いろいろと散策した後、最後は、楽しみの両棒餅を注文しようとしたところ、最小単位で6本入り。う～ん、おひとり様のこととも考えてほしいと思いながら、あっという間にたいらげた。

平成29年度 年末年始無災害運動

平成29年度年末年始無災害運動実施要領

1 楽 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で47回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどり、平成28年は死亡者数が過去最少となったものの、死傷者数は前年を上回った。また平成29年上期も、死亡者数は前年同期比1.3%減となったが、死傷者数は同1.2%増で推移している。特に、陸上貨物運送事業は死亡災害、死傷災害とも前年同期を上回り、第三次産業での死傷災害も依然として増加傾向にある。

この背景には、非正規労働者など現場経験の浅い労働者の増加、高年齢労働者の増加などに加え、長時間の労働、若者を中心とした危険感受性の低下、さらには機械設備の老朽化など、多様な事象があると考えられている。

一方、健康面では、義務化されたストレスチェックの実施と効果的な運用によるメンタルヘルス対策の強化、化学物質のリスクアセスメントの実施、腰痛予防対策や熱中症予防対策の充実などに対して、より適切な対応が必要となっている。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが必要である。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、日ごろ行っている確認作業が不十分になったり、怠ったりすることでミスや事故が生じる可能性が高まる。各事業場、職場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに努めることが普段にも増して重要となる。このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、『異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成29年12月15日から平成30年1月15日までとする。

3 運動標語

『異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後 援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) 報道機関等を通じての周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) K Y (危険予知) 活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (5) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (6) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (7) 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- (8) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 転倒防止、腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
- (15) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (16) インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定（産業別）最低賃金のうち、百貨店、総合スーパー最低賃金を除く2つにつきましては、平成29年8月23日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して改正が諮問され、同審議会において、平成29年10月4日から11月7日にかけて計6回の審議が行なわれた結果、表のとおり、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については20円引上げの時間額765円、自動車（新車）小売業最低賃金については19円引上げの時間額799円の答申があり、法定の手続きを経て、答申どおり改正することになったものです。

これにより、平成29年10月1日より発効している地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）【時間額737円】と併せ、平成29年度の最低賃金改正手続きはすべて終了することになります。

改正が見送られた、百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、平成29年10月1日より鹿児島県最低賃金額737円以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページには、最低賃金についての一覧表の他、時間給、日給、月給による最低賃金との比較方法や、実際に支払われている賃金が最低賃金額を上回っているかどうかを確認できるプログラムなどもありますので、ぜひご覧ください。

地域別最低賃金			
	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	737円	平成29年10月1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）			
産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	765円	平成30年1月6日（予定）	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋸ぱり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	737円	平成29年10月1日	【注釈】 左記の最低賃金は、平成29年度は改正がありませんでした。このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金737円以上の支払いが必要となります。
自動車（新車）小売業	799円	平成29年12月22日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 ②時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 ③精勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
 加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金テレフォンサービス Tel 099-223-8881

年末年始建設業一斉監督の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成29年12月1日（金）から平成30年1月31日（水）までの期間を「年末年始建設業一斉監督」として、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉監督を実施します。

1 趣旨

鹿児島労働局管内の本年1月から10月までの休業4日以上の労働災害による死傷者数は、全産業で1,454人（対前年同期+6人）、建設業においては232人（対前年同期+1人）で、いずれも横ばいです。一方、建設業の死者数は8人（対前年同期+5人）と大幅に増加しています。また、12月及び1月は年末年始で何かと慌ただしい時期であり、作業や生活のリズムが変わりやすいことから、建設業では労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管下の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るため、建設業一斉監督を実施します。

2 実施期間

平成29年12月1日(金)～平成30年1月31日(水)

3 監督指導の重点

死亡災害のリスクが高い「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害）のおそれのある現場。

●墜落・転落災害の防止対策

足場の組立て等による安全な作業床の設置
足場の組立て等作業主任者の選任

安全帯（命綱）の使用

開口部等への囲い・手すりの設置 等

* 本年の死傷者数の約4割、死者数の半数が墜落・転落によるものです。

●建設機械災害の防止対策

有資格者による運転

作業半径内の立入禁止

安全な運行経路の確保 等

* 重機と作業員が近接作業とならないよう確実な対策を講じること。

●土砂崩壊災害の防止対策

掘削箇所の事前調査

適切な勾配の確保

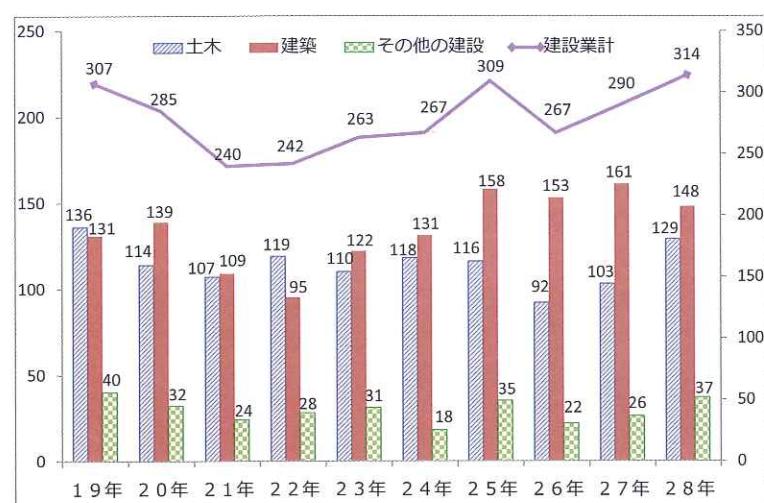
土止支保工の設置

地山の掘削作業主任者の選任 等

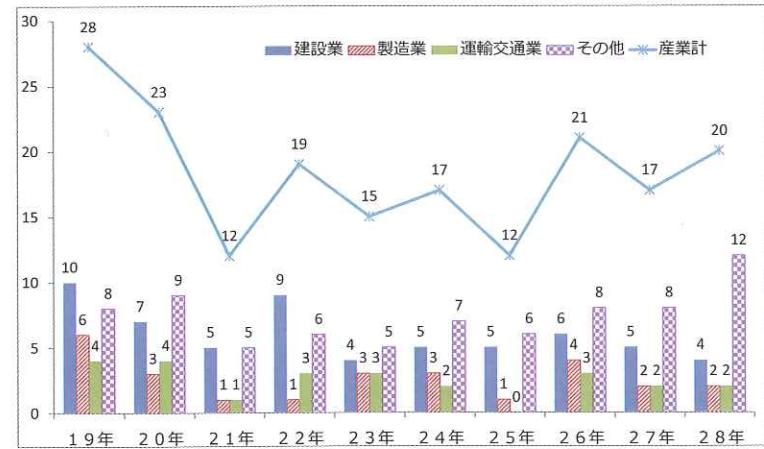
表1 平成29年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

業種	死傷者数	死者数
全産業	1,454	15
建設業	232	8
土木工事業	84	2
建築工事業	106	4
その他の建設業	42	2

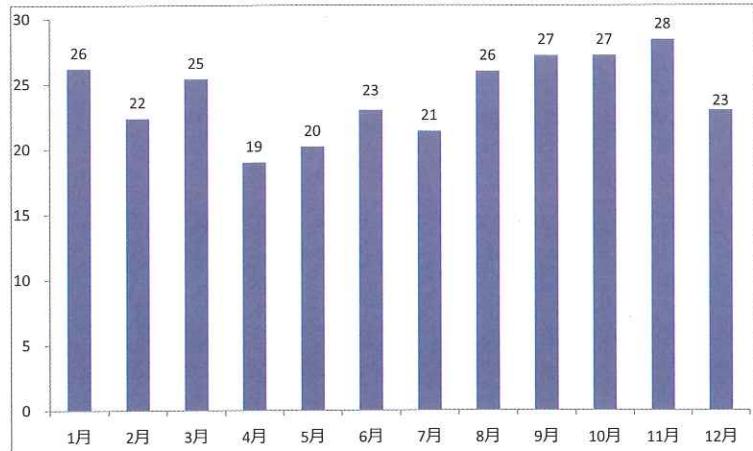
グラフ1 労働災害発生状況（建設業）



グラフ2 死亡災害の推移



グラフ3 月別平均労働災害発生状況（建設業における過去5年間の平均）



災害に学ぶ

食品加工用機械に右手を巻き込まれて切断！

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

製造業等の産業活動の場では、生産性を向上させるために様々な機械・設備を導入し、作業の自動化、効率化が図られていますが、依然として機械・設備によるはさまれ・巻き込まれ灾害は多く発生しています。

この災害の内容を見ますと、その多くが機械・設備の点検、清掃時に機械の運転を停止していなかったり、機械・設備の可動範囲内への立入禁止措置がなかったりしたことが原因となっています。

また、機械・設備の安全カバーや安全装置等を無効にしていたために、災害に結びついたケースもあります。

今回は、食品加工用機械で作業中に手を巻き込まれて切断した災害を紹介します。

【災害の概要】

被災者は、冷凍肉や生肉を挽肉機でミンチにする作業を行っていました。

挽肉機で肉をミンチにする作業は、挽肉機上部にある円形の投入口から肉を入れ、挽肉機側面から出てくるミンチされた肉を手で受け取るというものでした。

被災者は、手順に従って肉のミンチ作業を行っていましたが、投入口の内部に付着した肉を手で剥がして機械内部に押し込んでいたところ、機械内部の回転しているスクリュー棒に右手を巻き込まれて粉碎骨折する大怪我を負いました。

挽肉機には、購入当初、投入口の上方に鉄製のガードが設けられていましたが、災害発生時には、このガードは切断され、投入口内部に手が簡単にに入る状態となっていました。

また当初は、投入した肉は、機械に付属した押し棒を使用して機械内部に押し込んでいましたが、押し棒では投入口の内部に付着した肉が完全に剥がれないため、被災者は直接手を投入口内部に入れて肉を剥がしていました。この付着した肉を剥がす作業手順については特に定まっていませんでした。

【災害発生原因】

- ・挽肉機の投入口上方に設けられたガードを切断することで、投入口内部に手が入りやすい状態となっていたこと
- ・挽肉機が動いた状態で、投入口内部に手を入れたこと
- ・投入口内部に付着した肉を剥がす方法が定まっていなかったこと。また、被災者の作業方法が不適切であったこと

【災害防止対策】

- ・元々安全に設計、設置された挽肉機のガードを切断する等、挽肉機の使用時に危険な状態となるような改造を行わないこと
- ・投入口内部に手を入れる場合は、原則、挽肉機の運転を停止すること
- ・投入口内部に付着した肉を剥がす作業について、安全に作業ができる方法等を定め、関係労働者に周知徹底させること

はさまれ・巻き込まれ災害防止対策を考える上では、全ての不安全状態の回避を人の注意力だけに任せるのは不十分であるため、

- ①作業者が機械に直接触れる機会となるべく除去、低減する措置（作業を完全自動化にするなど）
- ②機械の駆動部に、作業時の接触防止に有効なガードや安全装置を設ける措置
- ③非常停止装置の設置等、災害を最小限に食い止める措置

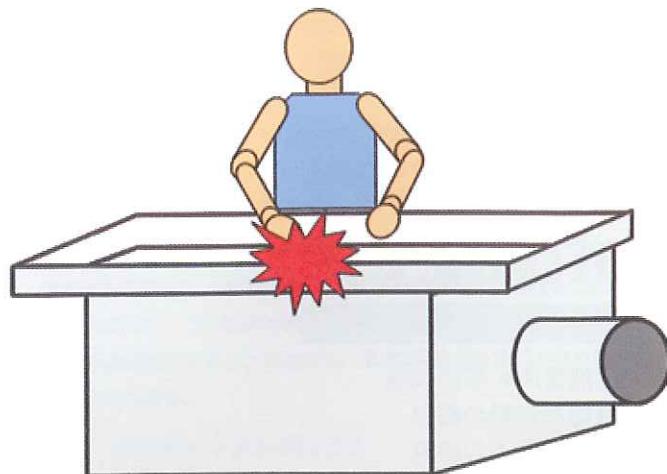
といった、機械・設備の安全対策を優先して実施することが必要です。これらの対策を行うことが困難な場合には、警報、危険表示など機械が有する危険を作業者に知らせる措置を行う必要があります。

また、ガードの隙間から手を入れる、機械の運転を停止せずに点検等を行うといった作業者の不安全行動につながる背景が何であるかに着目することも重要であり、安全作業手順書の作成と周知徹底、反復した安全教育の実施、指差し呼称や危険予知訓練の実施等、作業者の安全意識を高める対策も必要となります。

【まとめ】

被災者は、経験が一年足らずでしたが、この災害で右手を手首の先から失い、心身共に大きな傷を負ってしまいました。

作業現場では、はさまれ・巻き込まれ災害防止のための対策がとられていても、作業性を優先して安全カバーを外す、改造する、無効な状態で固定するといった行為を目にすることがあります。今まで災害が起きたことがないから、回転速度が遅いから等の理由で大丈夫だろうという意識がこのような行為に及ぶものと考えられます



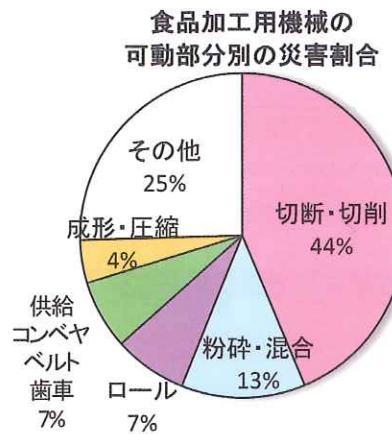
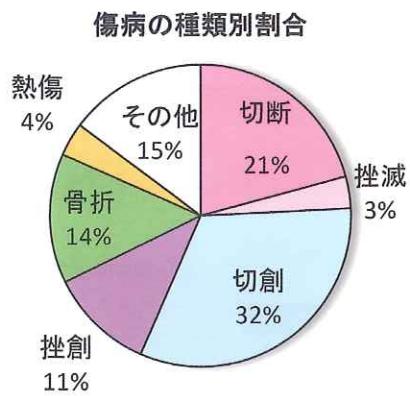
が、機械に巻き込まれる災害が発生した場合、作業者の身体の一部が失われる、最悪の場合、命が失われるといった取り返しのつかない事態になることを今一度肝に銘じるべきです。

そのためにも機械の安全装置等は絶対に無効にしない、させないことを事業場において徹底していただく必要があります。

また、熟練作業者の退職や就業形態の変化などで、経

験の浅い者が作業を行うケースが増えています。はされ・巻き込まれ災害を防ぐには、機械・設備に人が関与しなければ一番良いのですが、現実には点検や清掃の際に人が関与することがある訳ですから、機械・設備への安全対策を確実に実施することが必要ですし、作業者も機械・設備に危険な状態はないか、自分が行っている作業の方法は危険でないかを常に確認する癖を身に着けることが必要であると考えます。

食品加工用機械による傷病及び災害原因となった機械の可動部分の内容（労働安全衛生総合研究所調べ）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H25.4)

腰痛予防対策講習会を開催しました

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成29年10月24日鹿児島市において腰痛予防対策講習会を開催致しました。

この講習会は、中央労働災害防止協会が厚生労働省から委託を受けて、保健衛生業を対象に無料で全国47都道府県で開催しているものです。



午前中は、「医療保健業看護従事者向け」に66名、午後から「社会福祉・介護従事者向け」に86名の方が受講されました。

いずれも、腰痛の発生状況等講義のほか、実際に福祉機器を使用するなど腰部の負担を軽くする作業のポイント、腰痛体操等の実技を主体とした講習で、受講者は大変参考になり、現場で改善したいと話していました。



治療と仕事の両立支援の取組等の実施について（要請）

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成29年9月27日、鹿児島労働局長より当協会長へ治療と仕事の両立支援の取組等の実施について要請が別紙のとおりありました。

企業における治療と仕事の両立支援の取組にご理解を頂きますようお願い致します。

(別紙)

鹿労発基0927第1号

平成29年9月27日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会会長 殿

鹿児島労働局長

治療と仕事の両立支援の取組等の実施について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、治療技術の進歩等により、病気になっても仕事を辞めずに働き続けることができるようになってきました。

また、今後、職場においても労働者の高齢化が一層進むことが見込まれる中で、事業場において病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面は、さらに増えることが予想されます。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定）に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしています。

同計画では、主に2つの取組が提示されており、

- ① 経営トップ、管理者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備
- ② 企業と医療機関の連携の中核となり、患者に寄り添う支援態勢の構築

などについて全国的に取り組むこととされており、本年6月9日には、この働き方改革実行計画に従って取組を進める旨の閣議決定がなされています。

こういった病気や障害を抱えた労働者の支援の取組は、労働者自身の生きがいの確保はもとより、県内企業の継続的な発展を支える上でも、その重要性は今後ますます高まると考えられることから、当県におきましても県内の実情に応じた両立支援の取組を推進するため、皆様のご協力を賜り、本年7月31日に「鹿児島県地域両立支援推進チーム」を立ち上げ、第1回の会議を開催しました。

同会議の中では、企業側の課題・事情として、両立支援の浸透が不十分であること、企業全体の中で両立支援を可能とする休暇制度・勤務時間制度等が普及していないとの指摘がありました。これらのことについては、個別支援を進めるうえでも阻害要因となり得るため、同推進チームでは重点的な取組として企業への啓発活動を連携して展開することが決定されました。

つきましては、企業における治療と仕事の両立支援の取組等を推進するため、要請をさせていただくこととしましたので、本取組の趣旨を御理解の上、会員事業場等に対する両立支援を可能とする休暇制度・勤務時間制度等の普及に係る周知啓発のほか全国労働衛生週間における労働者の健康確保対策の取組につきまして、別添パンフレットを貴団体の広報誌に掲載するなど特段の御配慮をお願いいたします。

病気になっても うちの職場は働けます！

～がん、糖尿病などになっても治療しながら働く人に優しい職場づくりを～

◎従業員の病気への対応で困っていますか？

優秀な社員が「がん」になってしまった。人手も足りないし働き続けてもらいたいのだが。

我が社としては、人材活用のため、安心して働くような積極的な制度を取り入れたい。



主治医の診断書だけでは、どのような仕事をしてもらえば良いか、具体的に分からなくな。

法律では病気の人は働かせてはいけない規定(労働安全衛生法第68条)があるらしいが、自分達が考えている仕事をお願いできるのかな。

◎「治療と職業生活の両立支援」を考えましょう



最近は、治療技術の進歩等により、治療をしながら仕事を続ける人がたくさんいます。でも、実際の会社での対応は難しいことが多いですね。一緒に解決方法を考えていきましょう。

◎治療と職業生活が両立できれば・・・

事業者のメリット

- 従業員の「健康確保」の推進
- 継続的な人材確保
- 従業員のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

従業員のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる生きがいの保持

鹿児島県地域両立支援推進チーム（事務局：厚生労働省鹿児島労働局健康安全課）

◎両立支援に関する効果的な休暇・勤務制度の例

時間単位の年次有給休暇

- 労使協定を結べば年5日まで時間単位の付与が可能です。
- 一定期間ごとの検査や診察等が必要な場合に効果的です。

病気休暇（偏病休暇）

- 事業者が自動的に設ける病気療養のための法定外の休暇のことで休職までに至らない期間の療養に効果的です。

年次有給休暇積立制度

- 事業者が自動的に設ける法定外の休暇で、時効消滅する年次有給休暇を積立てて入院療養等の場合に利用できます。

時差出勤制度

- 事業者が自動的に設ける制度で、本調子でない体でも、混雑する時間帯を避けて負担が少なく通勤できます。

短時間勤務制度

- 事業者が自動的に設ける労働時間が短い勤務制度で、体調は回復したがフルタイムが無理な場合に有効です。



◎既にこんな企業で効果的な制度導入や取り組みがされています

実践事例1

職員が「がん」になったため、勤務日の調整、通院時等の時間単位の年次有給休暇の取得、当日の体調に応じた勤務内容の配慮などの支援をしました。
職員は、職場の対応に感謝してくれています。社外の方の誰もが「良い職場ですね」と話してくださいます。職員自身も誇りに思うと言っています。

社会福祉法人白崎会
(鹿児島県南大隅町)
〔設立〕昭和47年
〔業種〕社会福祉施設
〔従業員数〕158名

実践事例2

1時間単位の年休制度のほか、必要最小限度の範囲で最大90日間の「病気療養のための休暇制度（有給60日から半減）」を導入しています。

国立大学法人鹿児島大学
(鹿児島県鹿児島市)
〔設立〕昭和24年
〔業種〕教育研究機
〔従業員数〕4,700名

他県の実践事例

- （事例）主治医と連携した従業からの復帰支援（ウシオ電機株式会社）
- （事例）不妊治療のための休暇制度（住友電気工業株式会社）
- （事例）やむを得ず病気休職した社員の再雇用制度（大樹製品工芸株式会社）
- （事例）各事業所の産業保健スタッフ充実・全社の健康意識向上（オリーブス株式会社）など

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の内容

両立支援の取組の対象など

- 対象は、がん、脳血管疾患、心疾患、腰痛症、肝疾患、若年性認知症、不妊治療、難産などの複数・複数して治療が必要となる疾患
- 病者の就業禁止規定は、できるだけ勤務時間短縮等の措置を講じて就業機会を失せないようにし、やむを得ない場合に限り就業を禁止するもの
- 労働安全衛生規則第61条に、直面荷重はの恐れのある伝染性の病原にかかった者、①心臓、腎臓、肺等の疾患で労働のため病弱が甚しく懸念するおそれのあるものにかかった者、②末期に該する疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者の就業を禁止する旨が定められています。
- 治療と職業生活の両立に必要な配慮を行うことを労働者健康確保対策と位置付け

両立支援を行うための環境整備

- 衛生委員会等で調査審議し、基本方針の表明やルールを作成周知
- 研修等による労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 休暇・勤務制度**の検討・導入など



具体的な両立支援の進め方

- 本人の申出を受け、主治医・産業医等から意見を収集して就業継続の可否を判断
- 産業医や保健師・看護師等と連携し、**両立支援プラン**、職場復帰支援プランを策定してこれらに基づく就業上の措置や配慮の実施など

※「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の全文等がダウンロードできます。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

（参考）治療と職業生活の両立の取組が求められる社会的背景

- 治療技術の進歩等により生存率が向上
【例】がん5年相対生存率 H5～8年 53.2% → H18～20年 62.1%（乳がん90%）
- 仕事をしながら治療を続ける方は大勢います
【例】仕事を持しながらがんで通院する人 平成22年 32.5万人
⇒しかし、例えば糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）が多忙のため」が24%

無料 鹿児島産業保健総合支援センターは、個別に企業等を支援します

両立支援の基本的な進め方



疑問や相談にお答えします



従業員が病気になりました。治療をしながら仕事をしたいと相談されましたが、初めてのことなので、何をしていいか分かりません。どのような支援を受けられるのでしょうか。

事業者
(人事労務担当者)



鹿児島産業保健総合支援センター
(両立支援・相談窓口)

当センターでは次のようなお手伝いをします。

- 管理監督者や従業員を対象とした周知啓発教育を実施します。
- 事業場へ訪問を行い、企業内の体制づくり、規程・制度（柔軟な年休制度、病気休暇制度等）への対応などの支援を行います。
- 両立支援プランなどの作成の支援を行います。
- 会社と主治医間の情報連絡シートなどの利用支援を行います。

◎治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主に助成金を支給します！

治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、**10万円の助成金**が支給されます。詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課（099-219-8712）へお問い合わせください。

鹿児島地域両立支援推進チームとは

鹿児島地域両立支援推進チームとは、治療と職業生活の両立支援に携わる内外の専門家から構成されており、事務局は鹿児島労働局労働基準監視室企画課です。また、治療・職業生活の両立支援の事務連絡は、鹿児島産業保健総合支援センターが担当することになっています。

【連絡窗口】
・鹿児島労働局労働基準監視室企画課
鹿児島市山下町13-21 (099-223-8279)

・鹿児島産業保健総合支援センター
鹿児島市上之原町25-1 中央ビル4階 (099-252-8002)

治療と職業生活の両立に関する各ホームページの紹介

○厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

○鹿児島労働局 (<http://kagoshima-mousakukyoku.jstke.mhlw.go.jp/>)

○扶助行動支援法人労働者健康支援機構 (<http://www.johas.go.jp/>)

○鹿児島自産業保健総合支援センター (<http://kagoshima.johas.go.jp/>)

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成29年10月12日、鹿児島労働局長より当協会長へ職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請が別紙のとおりありました。

死亡災害の撲滅に向けて一層の取組をお願い致します。

(別紙)

鹿労発1012第1号
平成29年10月12日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会会長 殿

鹿児島労働局長

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきておりますが、平成28年の休業4日以上の死傷者数は、前年比13.4%増加し、平成29年も減少に至っていない状況です。

死亡災害につきましても、平成28年は前年比3人増加し20名となっており、さらに、平成29年9月末の時点においては、平成28年同月比3件増加の15件（別紙「死亡災害事例」参照）となっています。この傾向が続ければ、年末を控え仕事量が増加し、工期や納期の切迫等により慌ただしさが増す中、死傷災害、死亡災害ともに前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

当局の第12次労働災害防止計画では、死亡災害を15人以下とすること、死傷災害は平成24年比で平成29年までに15%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度である中、上記の労働災害発生状況を踏まえると、極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が重要であるのは今更申し上げるまでもないことと存じます。また、労働災害のない職場づくりは、人手不足が深刻化する中、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上で最も、大きなメリットをもたらします。つきまして、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動の総点検について傘下会員に対して周知していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること
- 4 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく防止対策

平成29年（1月～8月）死亡災害の発生状況 業種別の死者数（対前年比） 鹿児島労働局

業種	平成29年（1月～8月）		前年同期		前年比較	
	死者数（人）	構成比（%）	死者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）
全産業	12	100.0%	8	100.0%	4	50.0%
製造業	1	8.3%	1	12.5%	0	0.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
建設業	6	50.0%	2	25.0%	4	200.0%
交通運輸業	1	8.3%	0	0.0%	1	-
陸上貨物運送業	1	8.3%	0	0.0%	1	-
港湾運送業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
農林業	1	8.3%	2	25.0%	-1	-50.0%
畜産・水産業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
商業	0	0.0%	2	25.0%	-2	-100.0%
金融・広告業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
映画・演劇業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
通信業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
教育・研究業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
保健衛生業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
接客娯楽業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
清掃・と畜業	1	8.3%	0	0.0%	1	-
官公署	0	0.0%	0	0.0%	0	-
その他の事業	1	8.3%	1	12.5%	0	-

～求人情報の適正化を図る～

職業安定法改正

【職業安定法第3条～5条・省令・指針】

職業紹介の機能強化と求人情報などの適正化のため、「職業安定法」が3月31日に改正されました。

現在、労働者の募集・求人においては、業務内容・契約期間・就業場所・労働時間・休日・賃金・社会保険及び労働保険の適用等を書面で明示することが義務付けられています（以下「当初の明示」という）。改正により、平成30年1月1日からは新たに、試用期間の有無及び内容、募集主・求人者の氏名又は名称、派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨の明記が必要です。

また、求人者・募集者は、採用時の条件が「当初の明示」と異なる場合には、変更された後の内容を対照できる書面で明示することが新たに義務化されます（求職者の希望により電子メール可）。この他、求人情報誌や求人情報サイトなど「募集情報提供事業者」に対する新たな規定が整備されます。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載しています（「職業安定法 平成29年改正」で検索）。

職業紹介・募集時の労働条件明示

【職業安定法第5条の3第1項の義務】

「当初の明示」

を変更

労働契約締結の前に
新たな明示を義務化

速やかに！

書面で

労働契約締結時の労働条件明示

【労働基準法第15条第1項の義務】

【指針】「当初の明示」と異なる内容（削除、追加を含む）の労働条件や、「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合には、契約締結するかどうか考える時間を確保するため、速やかに知らせるよう配慮が必要。

鹿児島労働局 需給調整事業室
☎099-803-7111

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成29年9月分】

県内有効求人倍率	1.24倍（前月比0.01P増）
全国有効求人倍率	1.52倍（前月と同水準）
県内正社員有効求人倍率	0.85倍（前年同月比0.18P増）
全国正社員有効求人倍率	1.03倍（前年同月比0.14P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成29年9月の県内有効求人倍率は統計開始以来過去最高となり、17か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にありますが、産業によって求人の増減にばらつきがみられます。

今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

労働局・ハローワークでは、雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【雇用調整助成金】

景気の変動、産業構造の変化などの経済的理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員を解雇することなく、休業等により雇用の維持を図る事業主に対して、支払った休業手当等の一部を助成することで、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成29年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

鹿児島労働局

		平成29年		平成28年		増減数
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
1 全産業	1454	15	1448	12	6	3
1 製造業	303	1	270	1	33	
1 食料品製造業	189	1	163	1	26	
4 木材・木製品製造業	19		15		4	
9 窯業土石製品製造業	17		11		6	
11～12 金属製品製造業	24		16		8	
13～15 機械機具製造業	15		22		-7	
上記以外の製造業	39		43		-4	
2 鉱業	5		5			
3 建設業	232	8	231	3	1	5
3 1 土木工事業	84	2	95	2	-11	
3 2 建築工事業	106	4	108	1	-2	3
3 3 その他の建設業	42	2	28		14	2
4 運輸交通業	140	3	148	1	-7	2
4 1 鉄道・航空機業	8	1	6		2	1
4 2 道路旅客運送業	10		19		-9	
4 3 道路貨物運送業	121	2	122	1	-1	1
4 4 その他の運輸交通業	1					
5 貨物取扱業	21		18		3	
5 1 陸上貨物取扱業	8		8			
5 2 港湾運送業	13		10		3	
6 農林業	77	1	69	2	8	-1
6 1 農業	42		33		9	
6 2 林業	35	1	36	2	-1	-1
7 魚産・水産業	75		68	1	7	-1
8 商業	175		194	3	-22	-3
8 1 卸売業	27		24		3	
8 2 小売業	125		137	3	-12	-3
8 3 理美容業	3		2		1	
8 4 その他の商業	20		31		-11	
9 金融・広告業	19		20		-1	
11 通信業	16		8		8	
12 教育・研究業	14		9		5	
13 保健衛生業	205		205			
13 1 医療保健業	89		78		11	
13 2 社会福祉施設	112		125		-13	
13 3 その他の保健衛生業	4		2		2	
14 接客娯楽業	82		105		-23	
14 1 旅館業	19		21		-2	
14 2 飲食店	42		55		-13	
14 3 その他の接客娯楽業	21		29		-8	
上記以外の事業	90	2	98	1	-8	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	48	1	54		-6	1
16 官公署			1		-1	
17 その他の事業	42	1	43	1	-1	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	129	2	130	1	-1	2
第三次産業（8-17）	601	2	639	4	-38	-2

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したものの、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。





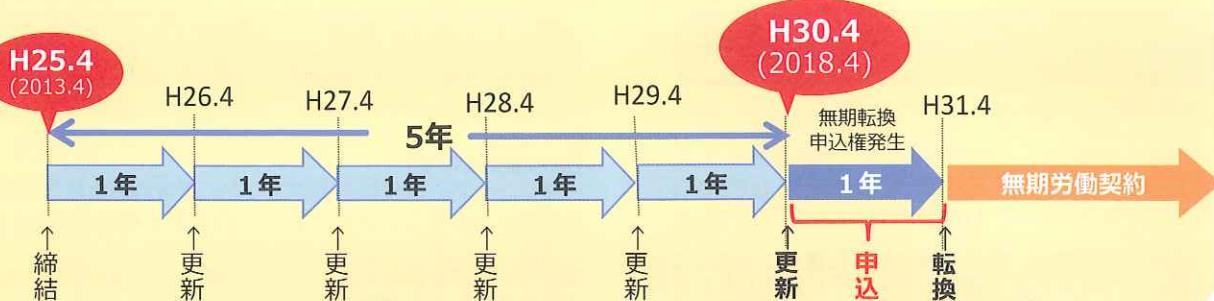
はじまります、「無期転換ルール」

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方が対象です。
契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

「無期転換ルール」に関する情報はこちら

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換サイト

検索

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

【お問い合わせ先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

年末年始における年次有給休暇の取得促進について



年次有給休暇の取得率は、全国平均で48.7%（平成27年）である中、本県は40.4%と全国平均を大幅に下回っています。年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

連続休暇が取得しやすい年末年始に、「年次有給休暇の計画的付与制度※」を活用して、社員のワーク・ライフ・バランスを考えてみませんか。

※ 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって、年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

1月4日と5日を休んで11連休に！

お問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室

☎099-223-8239

「プラチナくるみん認定企業」 認定通知書交付式を実施しました！

鹿児島労働局雇用環境・均等室



次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん認定企業（＊）」として下記のとおり認定決定し、平成29年10月23日に認定通知書交付式を実施しました。

今回の認定は、新基準になってから初めてのものであり、銀行では、南九州初の取得です。また、九州で唯一くるみん認定を5回取得している企業からのプラチナくるみん認定取得です。

* プラチナくるみん認定制度は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、認定を受けられる制度です

☆プラチナくるみん認定企業 〈平成29年10月10日認定〉

株式会社 鹿児島銀行



左から2番目から4番目「プラチナくるみん認定企業」
株式会社 鹿児島銀行 様

子育てサポート企業マーク人形
「プラチナくるみん」(右) & 「くるみん」(左)



○プラチナくるみん＆くるみん認定については、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）へお問合せください。
HP→http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

平成29年度鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成29年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

平成29年の本県における労働災害は、昨年同様多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、平成30年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、次号に掲載の予定です。

日 時：平成30年2月16日（金）13:30～

場 所：鹿児島県歴史資料センター 黎明館講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、労働災害防止に関する講演等（予定）

業務改善助成金のご案内

鹿児島労働局雇用環境・均等室

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングなどにかかった費用の一部を、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、助成します。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7／10※ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3／4※) ※生産性要件を満たした場合には3／4(4／5)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円



助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる

問い合わせ先などが確認できます。 <http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

業務改善助成金

検索



お問い合わせ

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター ☎ 0120-898-930

（公益社団法人 鹿児島県労働基準協会内）

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 099-223-8239

活気あふれる
明るい職場へ

平成29年度第76回全国産業安全衛生大会に参加して

ヘルスサポートセンター鹿児島 健診事業部 臨床検査科
科長 大園まりこ

平成29年11月8日から平成29年11月10日までの3日間、兵庫県神戸市において、「安全、健康の未来を拓こう 神戸から」をテーマに「第76回全国産業安全衛生大会」が開催されました。

産業安全衛生に関する大会に参加するのが初めてで、初日の参加者全員で行う「指差唱和」の一体感には驚き圧倒されました。

また、第3次産業分科会の腰痛予防対策セッションでは腰痛発生の増加の背景や発生の要因、対策への取り組みが報告され、メンタルヘルス／健康つくり分科会では健康診断情報を活用した職場環境の取り組みやストレスチェック制度の実施状況と結果の活用についての報告、労働衛生管理活動分科会では過重労働による健康影響、過重労働対策について学びました。見聴いた分科会の働く人の安全・安心を守るために取り組み、成果の発表に感銘しました。

今回の研修において働く人の健康診断に携わる者としてこれから業務に活かしていきます。

最後に大会のすばらしさと参加させていただいた感謝を胸に神戸をあとにしました。



大会（開会式）風景



緑十字展会場



神戸市街を望む

平成30年1月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 1/15~1/19	12/4~12/8	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円
				【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/22~1/26	12/11~12/15	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円
				【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円
	玉掛け	1/22~1/24	12/11~12/15	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円
				【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
特別教育	小型移動式クレーン運転	1/29~1/31	12/18~12/22	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円
				【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
その他	不整地運搬車運転	1/29~1/30	12/18~12/22	会員 34,480円 一般 35,480円
				【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等又は解体用）技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただき、案内書をお取り寄せください。

安全衛生教育促進運動が始まります

実施期間 平成29年12月1日～平成30年4月30日

主唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～